

## 八王子の街づくりに向けたアンケート

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の担い手（運転者）の研修事業を行っている。  
研修事業は国土交通大臣の告示（認定団体）に従い実施している。

### 新たに必要だと思われる施策内容と今後の課題について

改正地域公共交通活性化・再生法では自家用有償旅客運送の活用も可能とされ、地域公共交通網形成計画を市区町村で策定されるようになりました。八王子市の計画都市交通企画課が中心になって再編成実施計画を構築していくことを希望します。

※改正：平成26年11月20日に施行

道路運送法施行規則の一部を改正する省令案が平成27年1月に発出された。

改正の概要：自家用有償旅客運送の実施主体の追加に現在は法人格のある非営利団体に限定されていたのが、非営利性を前提としつつ、市町村長が自家用有償旅客運送の実施主体として適切であると認めたものであって、協議会で合意を得た場合には、法人各の無い主体でも実施主体とすることができるよう改めることとなる。「過疎地有償運送」の名称についても、「交通空白地有償運送」に改めこととなります。

今年、自家用有償旅客運送の登録権限の地方自治体への権限移譲がスタートとします。

八王子市都市計画マスタープランに示されている交通課題に多様な公共交通機関の適性な組み合わせによる、地域特性に応じた交通手段の確保が必要であると示されている。

27年4月予定の道路運送法施行規則改正で、NPO団体・地域住民等ボランティアが自家用自動車等で地域住民の移動の確保（高齢者・障害者（児童）移動困難者含む）が図られことが期待します。市民活動協議会を中心に協議体の立ち上げ研究会等を行いたい。

尚、介護保険制度改正（平成27年4月1日施行）によって「新しい総合事業」に盛り込まれた多様なサービスに地域のNPO等に「訪問型サービスD（移動サービス）」の位置づけが盛り込まれた。介護保険制度改正や自家用有償運送の制度見直しに際し、移動サービスがどのようなニーズに応じていく（生活支援）観点から、未来の移動困難者支援のあり方についてか考えていきたい。移動サービスの担い手（介護者・ボランティア）の確保にも課題があります。

### 八王子市の施策に反映していきたいと考え点

自家用有償運送事業の登録等の権限移譲（手上げ方式）を実現していただきたい。

未来志向の街づくりに欠かせない、福祉交通システムの構築（地域住民等の移動の権利と利便性・安全・安心に利用できる輸送）（担い手の育成と研修制度創設・地域住民等の安全確保の図り）を希望します。

平成27年4月1日

以上